

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>7-88 制動灯</p> <p>7-88-1 装備要件</p> <p>自動車（最高速度 20km/h 未満の軽自動車を除く。）の後面の両側には、制動灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車及び幅 0.8m 以下の自動車には、制動灯を後面に 1 個備えればよい。（保安基準第 39 条第 1 項）</p> <p>7-88-2 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 制動灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が主制動装置（牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置）又は補助制動装置を操作していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 39 条第 2 項関係、細目告示第 56 条第 1 項関係、細目告示第 134 条第 1 項関係）</p> <p>① 制動灯は、昼間にその後方 100m の距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。</p> <p>この場合において、その光源が 15W 以上 60W 以下で照明部の大きさが 20cm² 以上であり、かつ、その機能が正常である制動灯は、この基準に適合するものとする。</p> <p>② 尾灯又は後部上側端灯と兼用の制動灯は、同時に点灯したときの光度が尾灯のみ又は後部上側端灯のみを点灯したときの光度の 5 倍以上となる構造であること。</p> <p>③ 制動灯の灯光の色は、赤色であること。</p> <p>④ 制動灯の照明部は、制動灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに制動灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より制動灯の内側方向 45°（二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものにあつては内側方向 10°）の平面及び制動灯の外側方向 45° の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。</p> <p>ただし、二輪自動車及び幅 0.8m 以下の側車付二輪自動車の後面の中心に備えるものにあつては、制動灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平面を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに制動灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ 45° の平面より囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであればよい。</p> <p>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4. の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。</p> <p>⑤ 制動灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。</p> <p>(2) 次に掲げる制動灯であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 134 条第 2 項関係）</p>	<p>8-88 制動灯</p> <p>8-88-1 装備要件</p> <p>自動車（最高速度 20km/h 未満の軽自動車を除く。）の後面の両側には、制動灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車及び幅 0.8m 以下の自動車には、制動灯を後面に 1 個備えればよい。（保安基準第 39 条第 1 項）</p> <p>8-88-2 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 制動灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が主制動装置（牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置）又は補助制動装置を操作していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 39 条第 2 項関係、細目告示第 212 条第 1 項関係）</p> <p>① 制動灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。</p> <p>② 尾灯又は後部上側端灯と兼用の制動灯は、同時に点灯したときの光度が尾灯のみ又は後部上側端灯のみを点灯したときの光度の 5 倍以上となる構造であること。</p> <p>③ 制動灯の灯光の色は、赤色であること。</p> <p>④ 制動灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。</p> <p>(2) 制動灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 212 条第 2 項関係）</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動灯</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている制動灯又はこれに準ずる性能を有する制動灯</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた制動灯又はこれに準ずる性能を有する制動灯</p> <p>7-88-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第39条第3項関係)</p> <p>この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第56条第2項関係、細目告示第134条第3項関係、適用関係告示第42条第15号)</p> <p>① 制動灯は、制動装置がUN R13-11-S18の5.2.1.30.若しくは5.2.2.22.又はUN R13H-01-S3の5.2.22.に定める制動信号(二輪自動車に備えるものにあつてはUN R78-05の5.1.17.に定める制動信号)を発する場合に点灯する構造であること。</p> <p>ただし、7-15-4又は7-19-4の規定によりUN R13が適用されない自動車に備える制動灯にあつては、運転者が主制動装置(牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置)若しくは補助制動装置を操作している場合又は加速装置の解除により制動効果を生じさせる電気式回生制動装置が作動した際に平成25年8月30日付け国土交通省告示第826号による改正前の細目告示別添12「乗用車の制動装置の技術基準」3.2.22.4.に定める制動灯及び補助制動灯点灯用制動信号が発せられた場合にのみ点灯する構造であること。</p> <p>この場合において、空車状態の自動車について乾燥した平坦な舗装路面において80km/h(最高速度が80km/h未満の自動車にあつては、その最高速度)から減速した場合の減速能力が2.2m/s^2以下である補助制動装置にあつては、操作中に制動灯が点灯しない構造とすることができる。</p> <p>なお、視認等により運転者が主制動装置(牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置)を作動させたとき以外の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。</p> <p>② 側車付二輪自動車以外の自動車に備える制動灯は、その照明部の上縁の高さが地上2,100mm以下(二輪自動車に備えるものにあつては地上1,500mm以下)、下縁の高さが地上350mm以上(二輪自動車に備えるものにあつては地上250mm以上、セミトレーラでその自動車の構造上地上350mm以上に取付けることができないものにあつては、取付けることができる最高の高さ)となるように取付けられていること。</p> <p>③ 側車付二輪自動車に備える制動灯は、その照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p>	<p>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動灯</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている制動灯又はこれに準ずる性能を有する制動灯</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた制動灯又はこれに準ずる性能を有する制動灯</p> <p>8-88-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第39条第3項関係)</p> <p>この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第212条第3項関係、適用関係告示第42条第15号)</p> <p>① 制動灯は、制動装置がUN R13-11-S18の5.2.1.30.若しくは5.2.2.22.又はUN R13H-01-S3の5.2.22.に定める制動信号(二輪自動車に備えるものにあつてはUN R78-05の5.1.17.に定める制動信号)を発する場合に点灯する構造であること。</p> <p>ただし、7-15-4又は7-19-4の規定によりUN R13が適用されない自動車に備える制動灯にあつては、運転者が主制動装置(牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置)若しくは補助制動装置を操作している場合又は加速装置の解除により制動効果を生じさせる電気式回生制動装置が作動した際に平成25年8月30日付け国土交通省告示第826号による改正前の細目告示別添12「乗用車の制動装置の技術基準」3.2.22.4.に定める制動灯及び補助制動灯点灯用制動信号が発せられた場合にのみ点灯する構造であること。</p> <p>この場合において、空車状態の自動車について乾燥した平坦な舗装路面において80km/h(最高速度が80km/h未満の自動車にあつては、その最高速度)から減速した場合の減速能力が2.2m/s^2以下である補助制動装置にあつては、操作中に制動灯が点灯しない構造とすることができる。</p> <p>なお、視認等により運転者が主制動装置(牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置)を作動させたとき以外の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。</p> <p>② 側車付二輪自動車以外の自動車に備える制動灯は、その照明部の下縁の高さが地上350mm以上(二輪自動車に備えるものにあつては地上250mm以上、セミトレーラでその自動車の構造上地上350mm以上に取付けることができないものにあつては、取付けることができる最高の高さ)となるように取付けられていること。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>④ 二輪自動車以外の自動車の後面の両側に備える制動灯にあっては、最外側にあるものの照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられていること。</p> <p>⑤ 後面の両側に備える制動灯は、車両中心面に対して対称の位置に取付けられたものであること。 ただし、後面が左右対称でない自動車に備える制動灯にあっては、この限りでない。</p> <p>⑥ 制動灯は、点滅するものでないこと。 ただし、運転者異常時対応システムが当該自動車の制動装置を操作している場合にあっては、この限りでない。</p> <p>⑦ 制動灯の直射光又は反射光は、当該制動灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。</p> <p>⑧ 制動灯は、自動車の前方を照射しないように取付けられていること。</p> <p>⑨ 制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等7-88-2(1)(大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))にあっては、7-88-2(1)④に係る部分を除く。)に掲げた性能(制動灯のH面の高さが地上750mm未満となるように取付けられている場合にあっては、7-88-2(1)に掲げた性能のうち7-88-2(1)④の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とし、「内側方向45°」とあるのは「内側方向20°」とする。)を損なわないように取付けられなければならない。 ただし、自動車の構造上、7-88-2(1)④に規定する範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>(2) 次のアからエまでの規定に適合する自動車に備える制動灯には、(1)の規定のうち②の基準は適用しない。 ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び車両総重量750kg以下の被牽引自動車に備える制動灯を除く。 この場合において、制動灯のH面の高さが地上2,100mm以上となるように取付けられた制動灯に係る7-88-2(1)④の規定の適用に当たっては、同規定中「上方15°」とあるのは「上方5°」と読み替えるものとする。</p> <p>ア 自動車の後面に補助制動灯が備えられていないこと。</p> <p>イ 自動車の後面の両側に制動灯が左右2個ずつであること。</p> <p>ウ 後面の両側下部に制動灯を備える自動車にあっては、照明部の上縁の高さが地上1,500mm以下(大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車にあっては、地上2,100mm以下)であり、かつ、照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるようにそれぞれ取付けられていること。</p> <p>エ 後面の両側上部に制動灯を備える自動車にあっては、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取付</p>	<p>③ 後面の両側に備える制動灯は、車両中心面に対して対称の位置に取付けられたものであること。 ただし、後面が左右対称でない自動車に備える制動灯にあっては、この限りでない。</p> <p>④ 制動灯は、点滅するものでないこと。 ただし、運転者異常時対応システムが当該自動車の制動装置を操作している場合にあっては、この限りでない。</p> <p>⑤ 制動灯の直射光又は反射光は、当該制動灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。</p> <p>⑥ 制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等8-88-2(1)に掲げた性能を損なわないように取付けられなければならない。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>けられており、かつ、その照明部の下縁と下側に備える制動灯の照明部の上縁との垂直方向の距離が600mm以上離れていること。</p> <p>(3) 次に掲げる制動灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第134条第4項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動灯</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている制動灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている制動灯又はこれに準ずる性能を有する制動灯</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える制動灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動灯又はこれに準ずる性能を有する制動灯</p>	<p>(2) 制動灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第212条第4項関係)</p> <p>8-88-4 適用関係の整理 7-88-4の規定を適用する。</p>
<p>7-88-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 昭和35年3月31日以前に製作された軽自動車及び最高速度25km/h未満の自動車については、7-88-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第42条第2項第1号関係)</p> <p>(2) 昭和35年3月31日以前に製作された自動車については、7-88-6(従前規定の適用②)の規定を適用する。(適用関係告示第42条第3項第1号関係)</p> <p>(3) 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、7-88-7(従前規定の適用③)の規定を適用する。(適用関係告示第42条第3項第2号、第3号及び第4項関係)</p> <p>(4) 平成8年1月31日以前に製作された自動車については、7-88-8(従前規定の適用④)の規定を適用する。(適用関係告示第42条第3項第4号関係)</p> <p>(5) 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、7-88-9(従前規定の適用⑤)の規定を適用する。(適用関係告示第42条第1項、第3項第5号及び第6号関係)</p> <p>(6) 次に掲げる二輪自動車については、7-88-10(従前規定の適用⑥)の規定を適用する。(適用関係告示第42条第18項関係)</p> <p>① 令和5年8月31日以前に製作された二輪自動車</p> <p>② 令和5年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)</p> <p>7-88-5 従前規定の適用①</p> <p>昭和35年3月31日以前に製作された軽自動車及び最高速度25km/h未満の自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第42条第2項第1号関係)</p> <p>7-88-5-1 装備要件 なし。</p> <p>7-88-5-2 性能要件(視認等による審査) 7-88-6-2に同じ。</p> <p>7-88-5-3 取付要件 7-88-6-3に同じ。</p> <p>7-88-6 従前規定の適用②</p> <p>昭和35年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第42条第3項第1号関係)</p> <p>7-88-6-1 装備要件 自動車(最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。)の後面には、制動灯を備えなければならない。</p> <p>7-88-6-2 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 制動灯は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 制動灯は、昼間にその後方30mの距離から点灯を確認できるものであること。</p> <p>② 次に掲げる制動灯であって、その機能が正常であるものは、①の基準に適合するものとする。 この場合において、照明部の取扱いは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>ア 光源が15W以上で照明部の大きさが20cm²以上のもの</p> <p>イ 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

ウ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているもの又はこれに準ずる性能を有するもの

エ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

- ③ 尾灯と兼用の制動灯は、同時に点灯したときの光度が尾灯のみを点灯したときの光度の2倍以上となる構造であること。
- ④ 制動灯の灯光の色は、赤色又は橙色であること。
- ⑤ 制動灯は、後方10mの距離における地上2.5mまでの全ての位置からその照明部を見通すことができるように取付けられたものであること。

(2) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、(1)の基準に適合しないものとする。

7-88-6-3 取付要件

(1) 制動灯は、7-88-6-2(大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))にあっては、⑤に係る部分を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。

- ① 制動灯は、主制動装置(牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置)又は補助制動装置を操作している場合にのみ点灯する構造であること。
ただし、空車状態の自動車について乾燥した平坦な舗装路面において80km/h(最高速度80km/h未満の自動車にあっては、その最高速度)から減速した場合の減速能力が、 2.2m/s^2 以下である補助制動装置にあっては、操作中に制動灯が点灯しない構造とすることができる。
- ② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える制動灯は、その照明部の中心の高さが地上2,000mm以下となるように取付けられていること。
- ③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える制動灯は、その照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。
- ④ 後面の両側に備える制動灯は、車両中心面に対して対称の位置に取付けられたものであること。
ただし、後面が左右対称でない自動車に備える制動灯にあっては、この限りでない。
- ⑤ ①の規定にかかわらず、方向指示器と兼用の後面の両側に備える制動灯は、主制動装置(牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置)を操作している場合に方向の指示をしていない側においてのみ点灯する構造とすることができ、非常点滅表示灯と兼用の後面の両側に備える制動灯は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、消灯する構造とすることができる。

(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。

7-88-7 従前規定の適用③

昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第42条第3項第2号、第3号及び第4項関係)

7-88-7-1 装備要件

自動車(最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。)の後面(幅2m以上の自動車及び旅客自動車運送事業用自動車にあっては、後面の両側)には、制動灯を備えなければならない。

7-88-7-2 性能要件(視認等による審査)

(1) 制動灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

- ① 制動灯は、昼間にその後方30mの距離から点灯を確認できるものであること。
- ② 次に掲げる制動灯であって、その機能が正常であるものは、①の基準に適合するものとする。
この場合において、照明部の取扱いは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。
ア 光源が15W以上で照明部の大きさが 20cm^2 以上のもの
イ 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの
ウ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているもの又はこれに準ずる性能を有するもの
エ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの
- ③ 尾灯と兼用の制動灯は、同時に点灯したときの光度が尾灯のみを点灯したときの光度の3倍以上となる構造であること。
- ④ 制動灯の灯光の色は、赤色又は橙色であること。
- ⑤ 制動灯は、後方10mの距離における地上2.5mまでの全ての位置からその照明部を見通すことができるように取付けられたものであること。

(2) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、(1)の基準に適合しないものとする。

7-88-7-3 取付要件

(1) 制動灯は、7-88-7-2(大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))にあっては、⑤に係る部分を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。

- ① 制動灯は、主制動装置(牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

車の主制動装置)又は補助制動装置を操作している場合にのみ点灯する構造であること。
 ただし、空車状態の自動車について乾燥した平坦な舗装路面において80km/h(最高速度80km/h未満の自動車にあっては、その最高速度)から減速した場合の減速能力が、 2.2m/s^2 以下である補助制動装置にあっては、操作中に制動灯が点灯しない構造とすることができる

② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える制動灯は、その照明部の中心の高さが地上2,000mm以下となるように取付けられていること。

③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える制動灯は、その照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。

④ 後面の両側に備える制動灯にあっては、最外側にあるものの照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられていること。

⑤ 後面の両側に備える制動灯は、車両中心面に対して対称の位置に取付けられたものであること。
 ただし、後面が左右対称でない自動車に備える制動灯にあっては、この限りでない。

⑥ ①の規定にかかわらず、方向指示器と兼用の後面の両側に備える制動灯は、主制動装置(牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置)を操作している場合に方向の指示をしていない側においてのみ点灯する構造とすることができ、非常点滅表示灯と兼用の後面の両側に備える制動灯は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、消灯する構造とすることができる。

(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。

7-88-8 従前規定の適用④

平成8年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第42条第3項第4号関係)

7-88-8-1 装備要件

7-88-9-1に同じ。

7-88-8-2 性能要件(視認等による審査)

7-88-9-2に同じ。

7-88-8-3 取付要件

(1) 制動灯は、7-88-9-2(大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))にあっては、⑤に係る部分を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。

- ① 制動灯は、主制動装置(牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置)又は補助制動装置を操作している場合にのみ点灯する構造であること。
 ただし、空車状態の自動車について乾燥した平坦な舗装路面において80km/h(最高速度80km/h未満の自動車にあっては、その最高速度)から減速した場合の減速能力が、 2.2m/s^2 以下である補助制動装置にあっては、操作中に制動灯が点灯しない構造とすることができる。
- ② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える制動灯は、その照明部の中心の高さが地上2,000mm以下となるように取付けられていること。
- ③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える制動灯は、その照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。
- ④ 後面の両側に備える制動灯にあっては、最外側にあるものの照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられていること。
- ⑤ 後面の両側に備える制動灯は、車両中心面に対して対称の位置に取付けられたものであること。
 ただし、後面が左右対称でない自動車に備える制動灯にあっては、この限りでない。
- ⑥ 7-88-9-1ただし書の自動車に備えられている制動灯のうち、照明部を2つ以上有するものであって、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」により1個の制動灯として見なされるものについては、④の「後面の両側に備える制動灯」とされないものとする。

(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。

7-88-9 従前規定の適用⑤

平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第42条第1項、第3項第5号及び第6号関係)

7-88-9-1 装備要件

自動車(最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。)の後面の両側には、制動灯を備えなければならない。
 ただし、二輪自動車及び幅0.8m以下の自動車には、制動灯を後面に1個備えればよい。

7-88-9-2 性能要件(視認等による審査)

- (1) 制動灯は、次の基準に適合するものでなければならない。
 - ① 制動灯は、昼間にその後方100mの距離から点灯を確認できるものであること。
 - ② 次に掲げる制動灯であって、その機能が正常であるものは、①の基準に適合するものとする。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

この場合において、照明部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

ア 光源が 15W 以上で照明部の大きさ（車両中心線に直角な鉛直面への投影面積とする。ただし、不透明なモール等により仕切られた照明部にあっては、当該モール等に相当する部分の投影面積を除くものとする。）が 20cm^2 以上のもの

イ 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの

ウ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているもの又はこれに準ずる性能を有するもの

エ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

③ 尾灯と兼用の制動灯は、同時に点灯したときの光度が尾灯のみを点灯したときの光度の 5 倍以上となる構造であること。

④ 制動灯の灯光の色は、赤色であること。

⑤ 制動灯は、後方 10m の距離における地上 2.5m までの全ての位置からその照明部を見通すことができるように取付けられたものであること。

(2) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、(1) の基準に適合しないものとする。

7-88-9-3 取付要件

(1) 制動灯は、7-88-9-2（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）にあっては、⑤に係る部分を除く。）に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。

① 制動灯は、主制動装置（牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置）又は補助制動装置を操作している場合のみ点灯する構造であること。

ただし、空車状態の自動車について乾燥した平坦な舗装路面において 80km/h（最高速度 80km/h 未満の自動車にあっては、その最高速度）から減速した場合の減速能力が、 2.2m/s^2 以下である補助制動装置にあっては、操作中に制動灯が点灯しない構造とすることができる。

② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える制動灯は、その照明部の上縁の高さが地上 2,100mm 以下となるように取付けられていること。

③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える制動灯は、その照明部の中心が地上 2,000mm 以下となるように取付けられていること。

④ 後面の両側に備える制動灯にあっては、最外側にあるものの照明部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内となるように取付けられていること。

⑤ 後面の両側に備える制動灯は、車両中心面に対して対称の位置に取付けられたものであること。

ただし、後面が左右対称でない自動車に備える制動灯にあっては、この限りでない。

⑥ 7-88-9-1 ただし書の自動車に備えられている制動灯のうち、照明部を 2 つ以上有するものであって、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」により 1 個の制動灯として見なされるものについては、④の「後面の両側に備える制動灯」とされないものとする。

(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1) の基準に適合するものとする。

7-88-10 従前規定の適用⑥

次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 42 条第 18 項関係）

① 令和 5 年 8 月 31 日以前に製作された二輪自動車

② 令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）

7-88-10-1 装備要件

7-88-1 に同じ。

7-88-10-2 性能要件（視認等による審査）

7-88-2 に同じ。

7-88-10-3 取付要件（視認等による審査）

(1) 制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。

この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

① 7-88-3 (1) ①に同じ。

② 二輪自動車に備える制動灯は、その照明部の中心が地上 2,000mm 以下となるように取付けられていること。

③ 7-88-3 (1) ⑤に同じ。

④ 7-88-3 (1) ⑥に同じ。

⑤ 7-88-3 (1) ⑦に同じ。

⑥ 7-88-3 (1) ⑧に同じ。

<p>第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査</p>	<p>第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)</p>
<p>⑦ 7-88-3 (1) ⑨に同じ。 (2) 7-88-3 (2) に同じ。</p>	